

総 情 企 第 4 1 号
平成 2 4 年 6 月 1 日

郵政民営化委員会
委員長 西室 泰三 殿

総 務 大 臣 川 端 達 夫

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う日本郵便
株式会社法第 6 条第 1 項の規定に基づく省令案について

標記について、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 30 号）の施行に伴う日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく省令の立案に当たり、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 91 条の規定に基づき、別紙の改正案について、貴委員会の意見を求めます。

「別紙」

○郵便局株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
日本郵便株式会社法施行規則 （郵便局の設置基準等） 第 条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。 2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。	郵便局株式会社法施行規則 （郵便局の設置基準） 第二条 法第五条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。 二 いずれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が設置されていること。

二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することとができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であつて郵便窓口業務を行うものうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前二項に掲げる基準により設置しなければならない。

4 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することとができる位置に設置されていること。

2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島	五 （同上） 六 （同上） 七 （同上） 3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。
---	--

附 則

（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置）

第 条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の施行の日に過疎地に該当していた地域及びその日後に過疎地に該当することとなった地域は、この省令による改正後の日本郵便株式会社法施行規則第 条第二項第三号の規定の適用については、同号に規定する過疎地とみなす。この場合において、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行後に過疎地に該当することとなった地域については、同号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際」とあるのは、「過疎地に該当することとなったときにおいて」と読み替えるものとする。

郵便局設置基準等の改正について(日本郵便株式会社法施行規則案)

【主な改正の概要】

郵政民営化法等の一部改正により、日本郵政(株)及び日本郵便(株)に金融サービスも含めた3事業ユニバーサルサービス提供責務が明記され、郵便局の定義も従来の「郵便窓口を行う営業所」から「3事業(郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務)の窓口を提供する営業所」に改正された。

これを受け、あらためて、今後制定する日本郵便株式会社法施行規則(現行郵便局株式会社法施行規則の改正)で規定する「郵便局設置基準」等を定める。

- 郵便局の定義は変更となったが、従来の置局水準を後退させないようにすることを念頭に、規定する。[郵便局に該当しなくなった営業所(郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないもの)も、郵便局に準じて設置基準の対象に含める(特に、簡易郵便局についても対象となるように規定することにより、利便性を維持する)]。
- 現行設置基準における「過疎地」は、郵政民営化法施行時(平成19年10月1日)の郵便局ネットワーク水準を維持することを旨とするとなっており、該当地域も法施行時の「過疎地」と解される規定ぶりであるが、その後の過疎地の指定追加に対応するため、追加地域も「過疎地」の対象となるよう明定する(過疎地の利便性の維持を図る)。

現行の郵便局設置基準

- 郵便局株式会社法施行規則
第2条(郵便局の設置基準)
法第5条の規定(※)に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。
 - 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
 - 二 いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること。
 - 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

※ 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない(郵便局株式会社法5条)
この法律において、「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うものをいう。(郵便局株式会社法2条2項)
- 2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。(略)
- 3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。

郵政民営化法等の一部改正

- 郵便局の定義の変更
日本郵政(株)と日本郵便(株)に3事業のユニバーサルサービス提供責務を明記(郵政民営化法7条の2)
これに伴い、郵便局の定義も3事業を提供する営業所に変更(日本郵便株式会社法2条4項)
※ 郵便は郵便法によりユニバーサルサービスの範囲等を規定(郵便法1条)
貯金・保険については、総務省令(日本郵便株式会社法施行規則)において、ユニバーサルサービスの範囲を規定
- 郵便局等の設置状況の届出義務
郵便局及び3事業を提供していない営業所の設置状況(名称、所在地)の届出義務(日本郵便株式会社法6条2項)→監督上の命令(同法15条2項)の対象。
- 簡易郵便局の位置づけの明確化
ユニバーサルサービスの一翼を担うものとして簡易郵便局の位置づけを法定化
※ 簡易郵便局は、全国に4,069局(一時閉鎖を含めると4,297局)。特に、過疎地においては、全体の26.4%を占めており、ユニバーサルサービスの提供主体として重要。

改正に当たっての留意点

- 改正後の郵便局に該当する局数は減少するが、ユニバーサルサービスの一翼を担うものとして簡易局を含め、郵便局に該当しなくなった営業所も含め置局水準を後退させないようにすることを念頭に規定。
※ 3事業を提供していない郵便局数は、全国3,687局(うち簡易郵便局3,429局)、うち過疎地には1,797局(うち簡易郵便局1,789局)。
※ 改正法では郵便局とともに3事業を提供していない会社の営業所の設置状況を届出させ、必要に応じ、監督上の命令を行うことができるようになっているが、設置状況の適切性の判断のための基準として機能。
- 現行設置基準における「過疎地」は、郵政民営化法施行時(平成19年10月1日)現在の指定地域と解される規定ぶりであるが、その後、追加指定された地域にも明示的に対応できることが必要。

改正後の設置基準(ポイント)

- いずれの市町村にも一以上設置
3事業の窓口を提供する郵便局を一以上設置
※ 2事業を提供する営業所に3事業目の金融2社の直営店が併設されている場合等は許容
- 地域の事情(個別需要、交通・地理的要因等)への対応
地域住民の需要に適切に対応できるよう、また、交通・地理等を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に、郵便局・営業所を設置
- 過疎地についての特別の配慮
改正法施行時に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として、郵便局・営業所を設置
- 過疎地の追加指定への対応
郵政民営化法施行時(19年10月1日)に指定されていた地域に加え、その後に追加指定された地域も「過疎地」として、特別の配慮の対象に含める。

郵便局設置基準等の現行と改正案

現行	改正案
○郵便局株式会社法施行規則（抄） （郵便局の設置基準） 第二条 法第五条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、<u>過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨</u>として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。 一 <u>地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置</u>されていること。 二 <u>いずれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が設置</u>されていること。 三 <u>交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置</u>されていること。 3 会社は、<u>第一項の過疎地以外の地域</u>については、<u>同項各号の基準により郵便局を設置</u>するものとする。 2 <u>前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</u>-----> 一 <u>離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</u> 二 <u>奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島</u> 三 <u>山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村</u> 四 <u>小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島</u> 五 <u>半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</u> 六 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域</u> 七 <u>沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島</u> （現行規定と改正内容を対比するため、2項と3項の順番を逆転させている）	○日本郵便株式会社法施行規則（案）（抄） （郵便局の設置基準等） 第 条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、<u>いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置</u>しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行うア<u>会社</u>の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行うイ<u>会社</u>の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。 2 <u>前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。</u> → <u>地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置</u>されていること。 → <u>交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置</u>されていること。 → <u>過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨</u>とすること。 3 前二項の規定によるほか、会社は、<u>会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前二項に掲げる基準により設置しなければならない。</u> 4 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する<u>簡易郵便局</u>は、前項の規定の適用については、同項に規定する<u>会社の営業所とみなす</u>。 5 <u>第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</u> 一 <u>離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定</u>により指定された離島振興対策実施地域 二 <u>奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島</u> 三 <u>山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村</u> 四 <u>小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島</u> 五 <u>半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</u> 六 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域</u> 七 <u>沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島</u> 附 則 （郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置） 第 条 <u>郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の施行の日に過疎地に該当していた地域及びその日後に過疎地に該当することとなった地域</u>は、この省令による改正後の日本郵便株式会社法施行規則第 条第二項第三号の規定の適用については、<u>同号に規定する過疎地とみなす</u>。この場合において、<u>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行後に過疎地に該当することとなった地域</u>については、同号中「<u>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際</u>」とあるのは、「<u>過疎地に該当することとなったときにおいて</u>」と読み替えるものとする。

関連条文

○郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

現行	改正後
（定義） 第二条 （略） 2 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うものをいう。	（定義） 第二条 （略） 2～3 （略） 4 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。 5・6 （略） （責務） 第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。 （郵便局の設置） 第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。 2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 郵便局の名称及び所在地 二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

○簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）

現行	改正後
○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号） （施設の設置） 第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行う施設を設けなければならない。 2 前項の施設は、第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項の規定の適用については、郵便局株式会社の営業所とみなす。	○簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号） （簡易郵便局の設置及び受託者の呼称） 第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下この条において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。 2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。 3 簡易郵便局は、（略）日本郵便株式会社法第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。 4 （略）

関連附帯決議

○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抜粋）

（平成二十四年四月十一日 衆議院郵政改革に関する特別委員会）

四、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抜粋）

（平成二十四年四月二十六日 参議院総務委員会）

五、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

郵便局の設置基準に関する国会での質疑（抜粋）

衆議院郵政改革に関する特別委員会（平成 24 年 4 月 11 日）

- 西博義議員 最後に、簡易郵便局法について伺いをしたいと思います。郵便窓口業務の委託等に関する法律の改正について説明をいただきたいと思います。また、簡易郵便局に関して、郵政民営化法（略）の改正を行っております。このことについて、説明をお願いしたいと思います。
- 斉藤鉄夫議員（提出者） 簡易郵便局につきまして、公社化以降、法律の規定から簡易郵便局という用語がなくなっておりました。今回の案では、簡易郵便局の位置づけを法律上明確化したと。そして、簡易郵便局長と公称できるようにした、ということでございます。（略）。そして最後に、簡易郵便局というのは、ユニバーサルサービスの一翼を担うもの、このように位置づけておりまして、今後とも、簡易郵便局の置局状況、局を置くと、その置局状況を適切に把握し、置局水準を現行より後退させることがない、このように例えば省令等必要な措置を講ずることを、我々は立法者として考えておりますし、そのように政府に望みたいと思っております。

衆議院郵政改革に関する特別委員会（平成 24 年 4 月 11 日）

- 塩川鉄也議員 そもそも、あまねく全国置局義務のかかっている、過疎地の、3 事業を行っていない、改正案では郵便局ではない営業所。そこは、義務が外れるわけですよ。そうしたら、撤退ということに対して、歯止めがないんじゃないでしょうか。
- 斉藤鉄夫議員（提出者） 確かにご指摘の、置局義務の直接の対象は 3 事業を行う局ということになっておりますが、これはユニバーサルサービスの提供を行う対象を、今回 3 事業に広げることに伴う、法律上の整理に伴うものでございます。しかし他方、今回の案では、3 事業を行う局だけでなく、3 事業を行わない局も総務大臣への届出制の対象に加えておりまして、総務大臣から日本郵便株式会社に対し、適時適切に監督が及ぶようにしております。仮にサービス水準を落とすような廃局が行われるおそれが生じても、これを阻止することが可能でございます。政府においては、今後とも引き続き、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、少なくとも現行のサービス水準を低下させるようなことがないよう必要な監督を行っていただきたいと、このように法案提出者として政府に要望いたしますし、総務省令等でそれを確かなものにしたいと思っております。その上で、先ほど申し上げましたように、今回初めて法律上に、簡易郵便局の法的位置付けを明確にし、ユニバーサルサービスの一翼を担うものと、このように位置づけております。

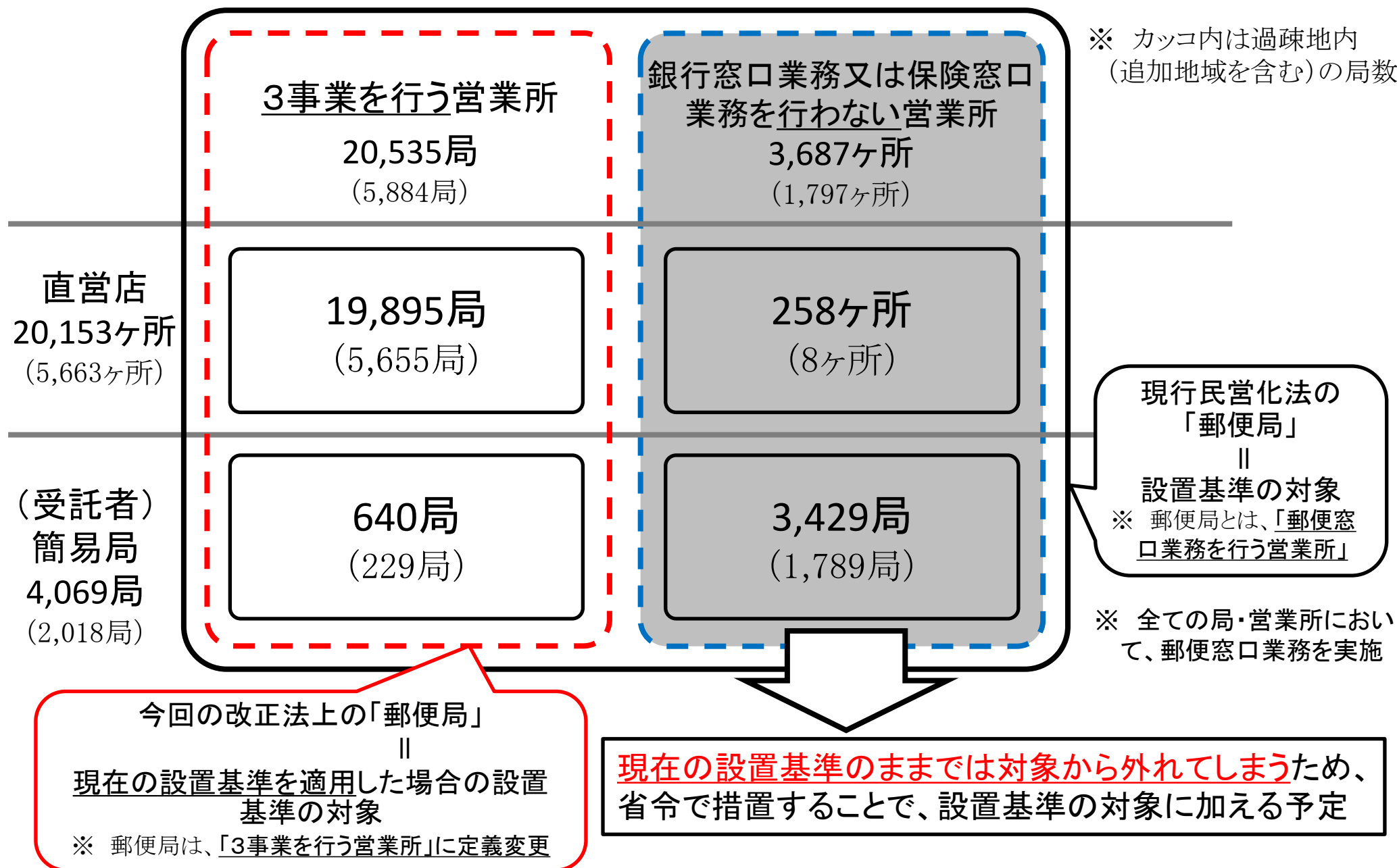
参議院総務委員会（平成 24 年 4 月 24 日）

○山下芳生議員 法律上外れることになる。外しちゃ、実態的に外したら僕は駄目だと思うんですけどね。そこで、現行の省令、郵便局の設置基準にはこうあります。「会社は、過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として」と、こうあるんですね。郵便局の今までのネットワークは簡易局であれ何であれ維持するんだというふうに現行の郵便局の設置基準、省令はそうなっているんですが、郵便局でなくなっちゃうとなると、この設置基準のままではなかなかつらい状況になるわけです。

そこで、川端大臣、私は、今度の法案がこれ可決、仮に成立いたしますと、新たな総務省令で郵便局の設置基準というものを作ることになると思いますが、私はこの新たに作られる省令、郵便局の設置基準の中に三事業全部行っていない簡易局も含めると、少なくともそう読めるようにきちっとこれは省令を作るということがどうしても必要だと思いますが、その点、いかがですか。

○川端総務大臣 先ほども御指摘もあり御答弁申し上げましたように、この形式上の定義からは外れる簡易局においても、郵政事業の一体的なサービス提供においては大きな役割を今まで担ってきていただいていることと、またこれも御指摘にありました、過疎地においてはその比率が極めて高いということも踏まえまして、郵便局の設置基準を定める総務省令におきましては、この法律が成立した後に定める総務省令において、三事業を行っていない簡易局もその対象に含めた形で規定することを考えております。

改正前後の郵便局の定義と設置基準の対象範囲について



郵便局の現状（３事業を行っている郵便局の数について）

平成 24 年 3 月 31 日現在

	合 計	直営局	簡易局		
①営業中の郵便局（※１）	24,222	20,153	4,069		
（うち過疎地 _(追加区域を含む) 内）	(7,681)	(5,663)	(2,018)		
②３事業を行っている郵便局 （※２）	20,535	19,895	640		
（うち過疎地 _(追加区域を含む) 内）	(5,884)	(5,655)	(229)		
①－②	▲3,687	▲258	▲3,429		
（うち過疎地 _(追加区域を含む) 内）	(▲1,797)	(▲8)	(▲1,789)		
		ゆうちょ直営店併設局	230	郵便	56
		（うち過疎地内）	(4)	（うち過疎地内）	(22)
		定期開設局（郵便のみ）	3	郵便・為替・振替	179
		（うち過疎地内）	(2)		(76)
		分室のうち貯金又は保険募集を扱っていないもの	25	郵便・貯金（為替・振替を含む）	1,082
		（うち過疎地内）	(2)	（うち過疎地内）	(661)
				郵便・貯金（為替・振替を含む）・保険（管理のみ（募集を行わない））	2,112
			（うち過疎地内）	(1,030)	

※１ 一時閉鎖中の 292 局（うち震災関連 82 局）〔直営局 64 局（うち震災関連 53 局）、簡易局 228 局（うち震災関連 29 局）〕を除く。

※２ 最終的には、ユニバーサルサービスの範囲（銀行窓口業務及び保険窓口業務の具体的内容）を画定する省令の制定により確定されることになる。